

議 案 名	公の施設の使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
制 定 趣 旨	富士見市健全な財政運営に関する条例第 10 条及び富士見市第 7 次行財政改革大綱に基づき、富士見市立地域公民館等に係る使用料の見直しなどを行うため、関係条例の整備に関する条例を制定するもの。
制 定 内 容	【対象条例】 ①富士見市立地域公民館条例（昭和 32 年条例第 20 号） ②富士見市立集会所条例（昭和 53 年条例第 7 号） ③富士見市立コミュニティセンター条例（昭和 55 年条例第 14 号） ④富士見市立市民交流センター条例（平成 13 年条例第 30 号） ⑤富士見市立南畑ふれあいプラザ条例（平成 15 年条例第 10 号） ⑥富士見市新河岸川河川水防センター条例（平成 18 年条例第 17 号） ⑦富士見市都市公園条例（平成 25 年条例第 10 号） ⑧富士見市立ピアザふじみ条例（平成 26 年条例第 29 号） ⑨富士見市立勤労文化会館条例（昭和 56 年条例第 12 号） （１）使用料の見直し 使用料の見直しに伴い、使用料に係る別表等を改正 （２）富士見市立勤労文化会館条例の廃止 運用実態等を踏まえ、今回の使用料の見直しに合わせて当該条例を廃止 （３）その他、文言の整理等
施 行 日 等	施行日 令和 8 年 4 月 1 日 準備行為 改正後の使用料の納付及び徴収は、施行日前においても行うことができる。

富士見市立地域公民館条例（昭和 3 2 年条例第 2 0 号）新旧対照表

（第 1 条関係）

新				旧			
別表（第 1 7 条関係）				別表（第 1 7 条関係）			
公民館名	施設名	区分	使用料	施設名			
富士見市立鶴瀬公民館	調理実習室	午前	4 0 0 円	区分	午前	午後	夜間
		午後	6 0 0 円		(午前 9 時	(午後 1 時	(午後 6 時か
		夜間	6 0 0 円		から正午ま	から午後 5	ら午後 1 0 時
	和室 1	午前	2 0 0 円		で)	時まで)	まで)
		午後	3 0 0 円	鶴瀬公民館	調理実習室	3 0 0 円	4 0 0 円
		夜間	3 0 0 円		和室 1	1 0 0 円	2 0 0 円
	和室 2	午前	2 0 0 円		和室 2	1 0 0 円	2 0 0 円
		午後	3 0 0 円		工作室	1 0 0 円	2 0 0 円
		夜間	3 0 0 円		体育室	別欄表のとおり	
	工作室	午前	2 0 0 円	南畑公民館	多目的ホール	7 0 0 円	1, 0 0 0 円
		午後	3 0 0 円		会議室	5 0 0 円	6 0 0 円
		夜間	3 0 0 円		生活実習室	3 0 0 円	4 0 0 円
		午前 9 時から午前 1 1 時まで	4 0 0 円		視聴覚室	2 0 0 円	3 0 0 円
		午前 1 1 時から午後 1 時まで	4 0 0 円		工作室	2 0 0 円	2 0 0 円
		午後 1 時から午後 3 時まで	4 0 0 円		和室 1	1 0 0 円	1 0 0 円
		午後 3 時から午後 5 時まで	4 0 0 円		和室 2	1 0 0 円	1 0 0 円
		午後 6 時から午後 8 時まで	4 0 0 円				
		午後 8 時から午後 1 0 時まで	4 0 0 円				

富士見市立南畑 公民館	多目的ホール	午前	1, 2 0 0 円
		午後	1, 7 0 0 円
		夜間	1, 7 0 0 円
	会議室	午前	9 0 0 円
		午後	1, 0 0 0 円
		夜間	1, 0 0 0 円
	生活実習室	午前	4 0 0 円
		午後	6 0 0 円
		夜間	6 0 0 円
	視聴覚室	午前	4 0 0 円
		午後	6 0 0 円
		夜間	6 0 0 円
	工作室	午前	3 0 0 円
		午後	4 0 0 円
		夜間	4 0 0 円
	和室 1	午前	2 0 0 円
		午後	2 0 0 円
		夜間	2 0 0 円
	和室 2	午前	1 0 0 円
		午後	1 0 0 円
		夜間	1 0 0 円
富士見市立水谷 公民館	多目的ホール	午前	1, 0 0 0 円
		午後	1, 4 0 0 円
		夜間	1, 4 0 0 円
	調理実習室	午前	5 0 0 円
		午後	7 0 0 円
		夜間	7 0 0 円
	講座室	午前	5 0 0 円
		午後	7 0 0 円
		夜間	7 0 0 円
	和室 1	午前	5 0 0 円
		午後	7 0 0 円
		夜間	7 0 0 円
水谷公民館	多目的ホール		6 0 0 円
			8 0 0 円
			1, 1 0 0 円
			3 0 0 円
			4 0 0 円
			5 0 0 円
			5 0 0 円
	和室 1		3 0 0 円
			4 0 0 円
			5 0 0 円
			2 0 0 円
			2 0 0 円
水谷東公民館	多目的ホール		6 0 0 円
			8 0 0 円
			1, 1 0 0 円
			3 0 0 円
			4 0 0 円
			5 0 0 円
			5 0 0 円
	調理実習室		2 0 0 円
			2 0 0 円
			3 0 0 円
			2 0 0 円
			2 0 0 円
水谷東公民館	美術工芸室		2 0 0 円
			2 0 0 円
			3 0 0 円
			2 0 0 円
			2 0 0 円
	和室		2 0 0 円
			2 0 0 円
			3 0 0 円
			3 0 0 円
			3 0 0 円
			3 0 0 円
			3 0 0 円

富士見市立水谷 東公民館	<u>和室 2</u>	<u>午前</u>	<u>3 0 0 円</u>
		<u>午後</u>	<u>4 0 0 円</u>
		<u>夜間</u>	<u>4 0 0 円</u>
	<u>会議室</u>	<u>午前</u>	<u>3 0 0 円</u>
		<u>午後</u>	<u>4 0 0 円</u>
		<u>夜間</u>	<u>4 0 0 円</u>
	<u>工作室</u>	<u>午前</u>	<u>3 0 0 円</u>
		<u>午後</u>	<u>4 0 0 円</u>
		<u>夜間</u>	<u>4 0 0 円</u>
	<u>多目的ホール</u>	<u>午前</u>	<u>1, 0 0 0 円</u>
		<u>午後</u>	<u>1, 4 0 0 円</u>
		<u>夜間</u>	<u>1, 4 0 0 円</u>
	<u>講座室</u>	<u>午前</u>	<u>6 0 0 円</u>
		<u>午後</u>	<u>8 0 0 円</u>
		<u>夜間</u>	<u>8 0 0 円</u>
	<u>調理実習室</u>	<u>午前</u>	<u>2 0 0 円</u>
		<u>午後</u>	<u>3 0 0 円</u>
		<u>夜間</u>	<u>3 0 0 円</u>
	<u>美術工芸室</u>	<u>午前</u>	<u>3 0 0 円</u>
		<u>午後</u>	<u>4 0 0 円</u>
		<u>夜間</u>	<u>4 0 0 円</u>
	<u>和室</u>	<u>午前</u>	<u>4 0 0 円</u>
		<u>午後</u>	<u>4 0 0 円</u>
		<u>夜間</u>	<u>4 0 0 円</u>

備考

- 1 午前とは午前9時から正午までを、午後とは午後1時から午後5時までを、夜間とは午後6時から午後10時までをいう。
- 2 複数の区分を通じて利用する場合は、継続して施設を利用できるものとし、その場合の使用料は、利用に係る区分ごとの使用料を合算した金額とする。
- 3 市内に住所を有しない個人（市内に通勤し、又は通学する者を除く。）、法人、団体等が利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の4倍に相当する金額とする。
- 4 設置目的以外の用で利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の4倍に相当する金額とする。

備考

- 1 午前及び午後、午後及び夜間又は全日を通じて利用する場合は、それぞれ連続して施設を利用できるものとし、その使用料は、それぞれの所定の使用料の金額を加えた金額とする。
- 2 市内に住所を有しない個人（市内に通勤し、又は通学する者を除く。）、法人、団体等が利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の4倍に相当する金額とする。
- 3 設置目的以外の用で利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の4倍に相当する金額とする。

別欄表

施設名		利用時間	料金
鶴瀬公民館	体育室	午前9時から午前11時まで	200円
		午前11時から午後1時まで	200円
		午後1時から午後3時まで	200円
		午後3時から午後5時まで	200円
		午後6時から午後8時まで	300円
		午後8時から午後10時まで	300円

富士見市立集会所条例（昭和 5 3 年条例第 7 号）新旧対照表

（第 2 条関係）

新				旧			
別表（第 3 条関係）				別表（第 3 条関係）			
区分	午前 （午前 8 時 3 0 分 から正午まで）	午後 （正午から午後 5 時まで）	夜間 （午後 5 時から 午後 1 0 時まで）	区分	午前 （午前 8 時 3 0 分 から正午まで）	午後 （正午から午後 5 時まで）	夜間 （午後 5 時から 午後 1 0 時まで）
使用料	<u>5 0 0 円</u>	<u>6 0 0 円</u>	<u>6 0 0 円</u>	金額	<u>3 0 0 円</u>	<u>3 0 0 円</u>	<u>5 0 0 円</u>
備考				備考			
1 <u>複数の区分</u> を通じて利用する場合は、 それぞれの所定の使用料を合算した <u>金額</u> とする。				1 <u>午前及び午後、午後及び夜間又は全日</u> を通じて利用する場合は、 それぞれの所定の使用料の <u>金額を加えた金額</u> とする。			
2 市内に住所を有しない個人（市内に通勤し、又は通学する者を 除く。）、法人、団体等が利用する場合の使用料は、所定の使用 料の金額の 4 倍に相当する金額とする。				2 市内に住所を有しない個人（市内に通勤し、又は通学する者を 除く。）、法人、団体等が利用する場合の使用料は、所定の使用 料の金額の 4 倍に相当する金額とする。			

富士見市立コミュニティセンター条例（昭和 5 5 年条例第 1 4 号）新旧対照表

（第 3 条関係）

新		旧	
別表第 1（第 3 条関係）		別表第 1（第 3 条関係）	
区分	施設名	区分	施設名
富士見市立鶴瀬コミュニティセンター	ホール（舞台、客席、ロビー及び控室を含む。以下同じ。）、第 1 集会室、第 2 集会室、第 3 集会室、いきいき活動室、談話室、ボランティアビューロー、印刷室その他共用施設	富士見市立鶴瀬コミュニティセンター	ホール（舞台、客席、ロビー及び控室を含む。以下同じ。）、第 1 集会室、第 2 集会室、第 3 集会室、いきいき活動室、談話室、ボランティアビューロー、印刷室その他共用施設
富士見市立みずほ台コミュニティセンター	プレイルーム、第 1 集会室、第 2 集会室、第 3 集会室、美術室、読書室、和室、談話室、談話コーナーその他共用施設	富士見市立みずほ台コミュニティセンター	プレイルーム、第 1 集会室、第 2 集会室、第 3 集会室、美術室、読書室、和室、談話室、談話コーナーその他共用施設
富士見市立針ヶ谷コミュニティセンター	エントランスロビー、会議室、研修室、視聴覚室、和室 1、和室 2、美術室、調理実習室、展示ギャラリー 1、展示ギャラリー 2、 <u>談話室</u> その他共用施設	富士見市立針ヶ谷コミュニティセンター	エントランスロビー、会議室、研修室、視聴覚室、和室 1、和室 2、美術室、調理実習室、展示ギャラリー 1、展示ギャラリー 2 _____ その他共用施設

別表第2（第14条関係）

センター名	施設名	区分	使用料
富士見市立鶴瀬コミュニティセンター	ホール	午前	3,500円
		午後	5,200円
		夜間	5,200円
	ホールのうち舞台	午前	1,000円
		午後	1,400円
		夜間	1,400円
	第1集会室	午前	300円
		午後	400円
		夜間	400円
	第2集会室	午前	300円
		午後	400円
		夜間	400円
	第3集会室	午前	700円
		午後	1,000円
		夜間	1,000円
富士見市立みずほ台コミュニティセンター	プレイルーム	午前	1,000円
		午後	1,400円
		夜間	1,400円
	美術室	午前	600円
		午後	900円
		夜間	900円
	談話室	午前	400円
		午後	500円
		夜間	500円
	第1集会室	午前	400円
		午後	600円
		夜間	600円
	第2集会室	午前	300円
		午後	500円
		夜間	500円

別表第2（第14条関係）

施設名		区分	午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	夜間 (午後6時から 午後10時まで)
鶴瀬コミュニティセンター	ホール		2,000円	3,000円	5,000円
	ホールのうち 舞台		600円	800円	1,100円
	第1集会室		200円	200円	300円
	第2集会室		200円	200円	300円
みずほ台コミュニティセンター	第3集会室		400円	500円	700円
	プレイルーム		600円	800円	1,100円
	美術室		300円	500円	600円
	談話室		200円	300円	400円
針ヶ谷コミュニティセンター	第1集会室		200円	300円	400円
	第2集会室		200円	300円	400円
	第3集会室		200円	300円	400円
	和室		200円	300円	400円
針ヶ谷コミュニティセンター	展示ギャラリー ー1		600円	800円	1,100円
	展示ギャラリー ー2		500円	700円	900円

富士見市立針ヶ谷コミュニティセンター	第3集会室	午前	300円		会議室	300円	400円	500円
		午後	500円			300円	400円	500円
		夜間	500円			調理実習室	300円	400円
	和室	午前	300円			美術室	200円	300円
		午後	500円			研修室1	200円	300円
		夜間	500円			研修室2	200円	300円
	展示ギャラリー1	午前	1,000円			和室1	200円	200円
		午後	1,400円			和室2	200円	300円
		夜間	1,400円			視聴覚室	200円	300円
	展示ギャラリー2	午前	1,000円			談話室	200円	200円
		午後	1,200円					
		夜間	1,200円					
	会議室	午前	600円					
		午後	800円					
		夜間	800円					
	調理実習室	午前	500円					
		午後	700円					
		夜間	700円					
	美術室	午前	400円					
		午後	600円					
		夜間	600円					
	研修室1	午前	300円					
		午後	500円					
		夜間	500円					
	研修室2	午前	400円					
		午後	600円					
		夜間	600円					
	和室1	午前	300円					
		午後	400円					
		夜間	400円					
	和室2	午前	300円					
		午後	500円					
		夜間	500円					

	<u>視聴覚室</u>	<u>午前</u>	<u>3 0 0 円</u>	
		<u>午後</u>	<u>5 0 0 円</u>	
		<u>夜間</u>	<u>5 0 0 円</u>	
	<u>談話室</u>	<u>午前</u>	<u>3 0 0 円</u>	
		<u>午後</u>	<u>4 0 0 円</u>	
		<u>夜間</u>	<u>4 0 0 円</u>	

備考

- 1 午前とは午前9時から正午までを、午後とは午後1時から午後5時までを、夜間とは午後6時から午後10時までをいう。
- 2 複数の区分を通じて利用する場合は、継続して施設を利用できるものとし、その場合の使用料は、利用に係る区分ごとの使用料を合算した金額とする。
- 3 市内に住所を有しない個人（市内に通勤し、又は通学する者を除く。）、法人、団体等が利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の4倍に相当する金額とする。
- 4 設置目的以外の用で利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の4倍に相当する金額とする。

備考

- 1 午前及び午後、午後及び夜間又は全日を通じて利用する場合は、それぞれ連続して施設を利用できるものとし、その使用料は、それぞれの所定の使用料の金額を加えた金額とする。
- 2 市内に住所を有しない個人（市内に通勤し、又は通学する者を除く。）、法人、団体等が利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の4倍に相当する金額とする。
- 3 設置目的以外の用で利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の4倍に相当する金額とする。

富士見市立市民交流センター条例（平成１３年条例第３０号）新旧対照表

（第４条関係）

新				旧					
別表（第 1 6 条関係）				別表（第 1 6 条関係）					
センター名	施設名	区分	使用料	施設名		区分	午前	午後	夜間
富士見市立ふじみ野 交流センター	多目的ホール	午前	1, 7 0 0 円			（午前 9 時から 正午まで）	（午後 1 時から 午後 5 時まで）	（午後 6 時から 午後 1 0 時まで）	
		午後	2, 4 0 0 円						
		夜間	2, 4 0 0 円						
	視聴覚室	午前	8 0 0 円	富士見市 立ふじみ 野交流セ ンター	多目的ホール	1, 0 0 0 円	1, 4 0 0 円	1, 8 0 0 円	
		午後	1, 0 0 0 円						
		夜間	1, 0 0 0 円						
	講座室	午前	7 0 0 円		視聴覚室	4 0 0 円	5 0 0 円	7 0 0 円	
		午後	1, 0 0 0 円						
		夜間	1, 0 0 0 円						
	調理室	午前	6 0 0 円		講座室	4 0 0 円	5 0 0 円	7 0 0 円	
		午後	9 0 0 円						
		夜間	9 0 0 円						
	美術工芸室	午前	6 0 0 円		調理室	4 0 0 円	5 0 0 円	6 0 0 円	
		午後	9 0 0 円						
		夜間	9 0 0 円						
	集会室 1	午前	5 0 0 円			美術工芸室	3 0 0 円	5 0 0 円	6 0 0 円
		午後	7 0 0 円						
		夜間	7 0 0 円						
	集会室 2	午前	3 0 0 円		集会室 1		3 0 0 円	4 0 0 円	5 0 0 円
		午後	4 0 0 円						
		夜間	4 0 0 円						
	和室	午前	3 0 0 円		集会室 2	2 0 0 円	3 0 0 円	4 0 0 円	
		午後	4 0 0 円						
		夜間	4 0 0 円						
	午前	3 0 0 円	和室		2 0 0 円	3 0 0 円	4 0 0 円		
	午後	4 0 0 円							
	夜間	4 0 0 円							
	午前	3 0 0 円	富士見市 立鶴瀬西 交流セン ター	多目的ホール	1, 0 0 0 円	1, 3 0 0 円	1, 7 0 0 円		
	午後	4 0 0 円							
	夜間	4 0 0 円							
	午前	3 0 0 円		講座室	5 0 0 円	6 0 0 円	8 0 0 円		
	午後	4 0 0 円							
	夜間	4 0 0 円							
	午前	3 0 0 円	美術工芸室	4 0 0 円	5 0 0 円	7 0 0 円			
	午後	4 0 0 円							
	夜間	4 0 0 円							
	午前	3 0 0 円	調理室	4 0 0 円	5 0 0 円	6 0 0 円			
	午後	4 0 0 円							
	夜間	4 0 0 円							
	午前	3 0 0 円	集会室	3 0 0 円	4 0 0 円	5 0 0 円			
	午後	4 0 0 円							
	夜間	4 0 0 円							
	午前	3 0 0 円	会議室	3 0 0 円	4 0 0 円	5 0 0 円			
	午後	4 0 0 円							
	夜間	4 0 0 円							

富士見市立鶴瀬西交 流センター	多目的ホール	午前	1, 7 0 0 円
		午後	2, 2 0 0 円
		夜間	2, 2 0 0 円
	講座室	午前	9 0 0 円
		午後	1, 0 0 0 円
		夜間	1, 0 0 0 円
	美術工芸室	午前	7 0 0 円
		午後	1, 0 0 0 円
		夜間	1, 0 0 0 円
	調理室	午前	6 0 0 円
		午後	8 0 0 円
		夜間	8 0 0 円
	集会室	午前	6 0 0 円
		午後	8 0 0 円
		夜間	8 0 0 円
	会議室	午前	6 0 0 円
		午後	8 0 0 円
		夜間	8 0 0 円
	和室	午前	3 0 0 円
		午後	5 0 0 円
		夜間	5 0 0 円
	陶芸室	午前	2 0 0 円
		午後	3 0 0 円
		夜間	3 0 0 円

	和室	2 0 0 円	3 0 0 円	4 0 0 円
	陶芸室	1 0 0 円	2 0 0 円	3 0 0 円

備考

- 1 午前とは午前9時から正午までを、午後とは午後1時から午後5時までを、夜間とは午後6時から午後10時までをいう。
- 2 複数の区分を通じて利用する場合は、継続して施設を利用できるものとし、その場合の使用料は、利用に係る区分ごとの使用料を合算した金額とする。
- 3 市内に住所を有しない個人（市内に通勤し、又は通学する者を除く。）、法人、団体等が利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の4倍に相当する金額とする。
- 4 設置目的以外の用で利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の4倍に相当する金額とする。

備考

- 1 午前及び午後、午後及び夜間又は全日を通じて利用する場合は、それぞれ連続して施設を利用できるものとし、その使用料は、それぞれの所定の使用料の金額を加えた金額とする。
- 2 市内に住所を有しない個人（市内に通勤し、又は通学する者を除く。）、法人、団体等が利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の4倍に相当する金額とする。
- 3 設置目的以外の用で利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の4倍に相当する金額とする。

富士見市立南畑ふれあいプラザ条例（平成１５年条例第１０号）新旧対照表

（第５条関係）

新			旧				
別表（第 1 2 条関係）			別表（第 1 2 条関係）				
施設名	区分	使用料	施設名	区分	午前	午後	夜間
多目的ホール	午前	8 0 0 円			(午前 9 時から	(午後 1 時から	(午後 6 時から
	午後	1, 0 0 0 円		正午まで)	午後 5 時まで)	午後 1 0 時まで)	
	夜間	1, 0 0 0 円					
会議室	午前	2 0 0 円	多目的ホール		4 0 0 円	5 0 0 円	7 0 0 円
	午後	2 0 0 円	会議室		1 0 0 円	1 0 0 円	2 0 0 円
	夜間	2 0 0 円	和室A		1 0 0 円	1 0 0 円	2 0 0 円
和室A	午前	1 0 0 円	和室B		1 0 0 円	1 0 0 円	2 0 0 円
	午後	2 0 0 円	調理室		1 0 0 円	1 0 0 円	2 0 0 円
	夜間	2 0 0 円					
和室B	午前	1 0 0 円					
	午後	1 0 0 円					
	夜間	1 0 0 円					
調理室	午前	2 0 0 円					
	午後	2 0 0 円					
	夜間	2 0 0 円					

備考

- 1 午前とは午前 9 時から正午までを、午後とは午後 1 時から午後 5 時までを、夜間とは午後 6 時から午後 1 0 時までをいう。
- 2 複数の区分を通じて利用する場合は、継続して施設を利用できるものとし、その場合の使用料は、利用に係る区分ごとの使用料を合算した金額とする。
- 3 市内に住所を有しない個人（市内に通勤し、又は通学する者を除く。）、法人、団体等が利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の 4 倍に相当する金額とする。
- 4 設置目的以外の用で利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の 4 倍に相当する金額とする。

備考

- 1 午前及び午後、午後及び夜間又は全日を通じて利用する場合は、それぞれ連続して施設を利用できるものとし、その使用料は、それぞれの所定の使用料の金額を加えた金額とする。
- 2 市内に住所を有しない個人（市内に通勤し、又は通学する者を除く。）、法人、団体等が利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の 4 倍に相当する金額とする。
- 3 設置目的以外の用で利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の 4 倍に相当する金額とする。

富士見市新河岸川河川水防センター条例（平成１８年条例第１７号）新旧対照表

（第６条関係）

新	旧
（使用料） 第９条 利用権利者は、次の各号に掲げる利用時間の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。 （１） 午前（午前８時３０分から正午までをいう。） <u>５００円</u> （２） 午後（正午から午後５時までをいう。） <u>６００円</u> （３） 夜間（午後５時から午後１０時までをいう。） <u>６００円</u> ２ （略）	（使用料） 第９条 利用権利者は、次の各号に掲げる利用時間の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。 （１） 午前（午前８時３０分から正午までをいう。） <u>３００円</u> （２） 午後（正午から午後５時までをいう。） <u>３００円</u> （３） 夜間（午後５時から午後１０時までをいう。） <u>５００円</u> ２ （略）

富士見市都市公園条例（平成２５年条例第１０号）新旧対照表

（第７条関係）

新	旧																														
（指定管理者による管理及び指定管理者が行う業務の範囲） 第 2 9 条 別表第 4 の左欄に掲げる都市公園（以下「指定都市公園」という。）の管理に関する業務のうち、同表の<u>右欄に掲げる業務</u>については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 2 ・ 3 （略） 別表第 3 （第 1 5 条、第 3 2 条関係） 有料の公園施設の使用料又は利用料金 <u>6 交流施設</u> <table><tr><th colspan="3">区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="2">半日</td><td>午前</td><td>午前 9 時から正午まで</td><td><u>5 0 0 円</u></td></tr><tr><td>午後</td><td>午後 1 時から午後 5 時まで</td><td><u>6 0 0 円</u></td></tr><tr><td>一</td><td>夜間</td><td>午後 6 時から午後 9 時 3 0 分まで</td><td><u>6 0 0 円</u></td></tr></table>	区分			使用料	半日	午前	午前 9 時から正午まで	<u>5 0 0 円</u>	午後	午後 1 時から午後 5 時まで	<u>6 0 0 円</u>	一	夜間	午後 6 時から午後 9 時 3 0 分まで	<u>6 0 0 円</u>	（指定管理者による管理及び指定管理者が行う業務の範囲） 第 2 9 条 別表第 4 の左欄に掲げる都市公園（以下「指定都市公園」という。）の管理に関する業務のうち、同表の<u>当該右欄に掲げる業務</u>については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 2 ・ 3 （略） 別表第 3 （第 1 5 条、第 3 2 条関係） 有料の公園施設の使用料又は利用料金 <u>6 交流施設</u> <table><tr><th colspan="3">区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="2">半日</td><td>午前</td><td>午前 9 時から正午まで</td><td><u>3 0 0 円</u></td></tr><tr><td>午後</td><td>午後 1 時から午後 5 時まで</td><td><u>3 0 0 円</u></td></tr><tr><td>一</td><td>夜間</td><td>午後 6 時から午後 9 時 3 0 分まで</td><td><u>5 0 0 円</u></td></tr></table>	区分			使用料	半日	午前	午前 9 時から正午まで	<u>3 0 0 円</u>	午後	午後 1 時から午後 5 時まで	<u>3 0 0 円</u>	一	夜間	午後 6 時から午後 9 時 3 0 分まで	<u>5 0 0 円</u>
区分			使用料																												
半日	午前	午前 9 時から正午まで	<u>5 0 0 円</u>																												
	午後	午後 1 時から午後 5 時まで	<u>6 0 0 円</u>																												
一	夜間	午後 6 時から午後 9 時 3 0 分まで	<u>6 0 0 円</u>																												
区分			使用料																												
半日	午前	午前 9 時から正午まで	<u>3 0 0 円</u>																												
	午後	午後 1 時から午後 5 時まで	<u>3 0 0 円</u>																												
一	夜間	午後 6 時から午後 9 時 3 0 分まで	<u>5 0 0 円</u>																												

富士見市立ピアザふじみ条例（平成２６年条例第２９号）新旧対照表

（第８条関係）

新			旧					
別表（第 1 4 条関係）			別表（第 1 4 条関係）					
施設名	区分	使用料	施設名	区分	午前 (午前 9 時 から正午ま で)	午後 1 (午後 1 時 から午後 3 時まで)	午後 2 (午後 3 時 3 0 分から 午後 5 時 3 0 分まで)	夜間 (午後 6 時 から午後 1 0 時まで)
多目的ホール 1	午前	7 0 0 円		多目的ホール 1	4 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円	6 0 0 円
	午後 1	4 0 0 円		多目的ホール 2	2 0 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円	4 0 0 円
	午後 2	4 0 0 円		多目的ホール 3	2 0 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円	4 0 0 円
	夜間	8 0 0 円	食育推進室	5 0 0 円	3 0 0 円	3 0 0 円	9 0 0 円	
多目的ホール 2	午前	4 0 0 円	研修室	2 0 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円	4 0 0 円	
	午後 1	2 0 0 円						
	午後 2	2 0 0 円						
	夜間	4 0 0 円						
多目的ホール 3	午前	4 0 0 円						
	午後 1	2 0 0 円						
	午後 2	2 0 0 円						
	夜間	4 0 0 円						
食育推進室	午前	1, 0 0 0 円						
	午後 1	6 0 0 円						
	午後 2	6 0 0 円						
	夜間	1, 2 0 0 円						
研修室	午前	4 0 0 円						
	午後 1	2 0 0 円						
	午後 2	2 0 0 円						
	夜間	4 0 0 円						

備考

1 午前とは午前9時から正午までを、午後1とは午後1時から午後3時までを、午後2とは午後3時30分から午後5時30分までを、夜間とは午後6時から午後10時までをいう。

2 複数の区分を通じて利用する場合は、継続して施設を利用できるものとし、その場合の使用料は、利用に係る区分ごとの使用料を合算した金額とする。

3 次のいずれかに該当する者（以下「市民等」という。）が利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額とする。ただし、営利、宣伝又はこれに類する行為を目的として利用する場合を除く。

(1) 市内に在住し、在勤し、又は在学する個人

(2) 市内に事務所又は事業所を有する法人

(3) 構成員の半数以上が第1号に掲げる個人である団体(前号の法人を除く。)

4 市民等以外が利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の4倍に相当する金額とする。ただし、営利、宣伝又はこれに類する行為を目的として利用する場合を除く。

5 営利、宣伝又はこれに類する行為を目的として利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の8倍に相当する金額とする。

備考

1 複数の区分又は全日を通じて利用する場合は、それぞれ連続して施設を利用することができるものとし、その使用料は、それぞれの所定の使用料の金額を合計した金額とする。

2 次のいずれかに該当する者（以下「市民等」という。）が利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額とする。ただし、営利、宣伝又はこれに類する行為を目的として利用する場合を除く。

(1) 市内に在住し、在勤し、又は在学する個人

(2) 市内に事務所又は事業所を有する法人

(3) 構成員の半数以上が第1号に掲げる個人である団体(前号の法人を除く。)

3 市民等以外が利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の4倍に相当する金額とする。ただし、営利、宣伝又はこれに類する行為を目的として利用する場合を除く。

4 営利、宣伝又はこれに類する行為を目的として利用する場合の使用料は、所定の使用料の金額の8倍に相当する金額とする。